

建設業者のみなさまへ

熊本県発注工事における建設業退職金共済制度の取扱いについて

制度について

建設業退職金共済（以下「建退共」という。）制度は、事業主の方が、建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙を張り、その労働者が建設業界で働くことをやめた時に退職金が支払われるという退職金制度です。

県発注工事においては、発注時に建退共証紙の購入に係る金額を含めて積算を行っており、建設現場に入る下請業者の方の建退共証紙も元請業者において負担していただくことになっております。

工事を受注したら

工事契約締結後 1 カ月以内に建退共制度の発注者用掛金収納書を貼付した建退共組合掛金収納書（別記様式 1）を提出してください。

証紙の購入に当たっては、建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及び就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入してください。ただし、的確な把握が困難な場合は、裏面記載の勤労者退職金共済機構が定めた「共済証紙購入の考え方について」を参考に必要な枚数を購入してください。

建退共掛金収納書の提出について

以下に該当する場合で、建退共組合掛金収納書の提出が遅れる場合や提出しない場合は、別記様式 2 及び添付書類を提出してください。

- （ 1 ）工期当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等により提出が遅延する場合
別記様式 2 を提出
- （ 2 ）共済証紙の手持ち（残高）により当該工事に必要な共済証紙が確保されている場合
別記様式 2 及び別記様式 2 - 1 を提出
- （ 3 ）受注業者及び下請業者とも建退共制度以外の退職金制度を有し、当該制度に未加入の従業員がいない場合
別記様式 2 及び別記様式 2 - 2 を提出